

意見書

平成21年9月7日

情報通信審議会
電気通信事業政策部会長 御中

郵便番号 105-0012
住所 東京都港区芝大門一丁目1番30号
氏名 ジェイコムグループ代表
株式会社ジュピターテレコム
代表取締役社長 森 泉 知行

情報通信審議会議事規則第5条により、平成21年8月6日付け情審通第57号で公告された「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」答申(案)に関し、別紙のとおり意見を提出します。

別紙

章		具体的内容	
第2章 モバイル市場 の公正競争環 境の整備	1. 第二種指定電 気通信設備制度の 検証	(1)規制根拠・ 規制内容	2)規制内容について ③考え方 現状の二種指定制度の在り方では、接 続料の届出のみが義務化されているた め、水準の設定自体は二種指定事業 者の任意で設定が可能な状態となっ ている。 移動体分野は固定系に比べて全体の パイも大きく、接続料自体の固定系と の格差もあることから、本来、第一種 指定事業者と同様に接続料に関する 明確な算定根拠が定められてし かるべきと考える。 したがって、今回の算定根拠を明 確にするという整理について賛成す るとともに、適用対象についても第 二種指定事業者以外への適用検討 を改めて要望する。
		(3)接続料算 定の考え方	3)考え方 ①接続料原価の算定プロセス TSコストのみを接続料原価に算入 するという整理について賛成する。 配賦基準や各種コスト等を事業者に 任せる場合、現在の状況と同様で、 実質的に事業者の任意での接続料 設定が可能な状態となるため、貴 省の考え方にて示されている通り、 接続料の算定については、各種コ スト等の取扱や配賦基準について 明確な指標を定めることに賛成す る。 ②適正原価の範囲 第一種指定事業者と比較して、第 二種指定事業者において、営業費 の接続料原価に占める割合が高い という現状がある。 販売強化のために移動体事業者が 支払うべきコストについて、固定 系を含め

			<p>た他事業者が応分負担するという現在のスキームは接続料の高騰を促進するだけでなく、公正な競争の阻害要因であると考えます。</p> <p>そのため、原則、営業費について接続料原価から控除するという整理に賛成する。</p> <p>また、営業費を接続料に算入する際には、参入可能な営業費を明確な形で整理する必要があると考えます。</p> <p>なお、接続料の算定にあたり、ガイドラインを策定する際には、対象事業者について第二種指定事業者に限定せず、移動体事業者全体に適用する内容での整理を要望する。</p>
		(4) 接続料算定と規制会計の関係	<p>3) 考え方</p> <p>接続料に関する議論は以前より継続されている内容であり、今回の整理が反映されたガイドラインを基に2010年度接続料より適用するという考えに賛成する。</p> <p>なお、音声役務をMVNOの相互接続スキームを利用して提供を受ける場合、接続料がMNOとMVNO間の料金水準となると想定している。</p> <p>今回の整理により、移動体事業者の接続料が低減されることはMVNOの積極的な参入を促すことになると認識しており、MVNO活性化の面からも接続料の低減について、積極的な措置を要望する。</p>
		(5) その他	<p>特にソフトバンクモバイルについては第二種指定電気通信事業者には現状該当していないが、ユーザ数から見ても固定系の加入者数と比較して規模が大きいことから、その接続料の影響度に鑑み、ガイドラインに基づく接続料算定を行うよう整理が必要と考えます。</p>

<p>第5章 固定通信と移動通信の融合時代等における接続ルールの在り方</p>	<p>2. 固定通信と移動通信の融合時代等における接続ルールの在り方</p>	<p>NTT 東西、NTT ドコモのようなドミナントを含むグループに対しては、単体での市場支配力の注視・適切な規制は当然ながら、「NTT ブランド」自体の市場を跨る関連子会社等を通じた市場支配力等に対する注視・適切な規制が必要と考える。</p> <p>ドミナントを含むグループの経営方針によっては、公正競争の重大な阻害要因となりえるため、事前規制を含めた対応を強く要望する。</p>
---	--	---